

平成30年2月1日答申
事件番号 平成29年(審)第2号
審査請求人 ○○○○
処分庁 大田区長 松原忠義

答 申 書

第1 答申の趣旨

審査庁は、大田区長(以下「処分庁」という。)が審査請求人に対して行った平成29年1月19日付け差押処分(以下「本件処分」という。)に対し、審査請求人が平成29年4月3日付けで提起した審査請求(平成29年(審)第2号。以下「本件審査請求」という。)について、これを棄却すべきである。

第2 事案の概要及び前提事実

1 事案の概要

本件は、審査請求人が平成26年から平成28年までの間に合計38万2000円の特別区民税・都民税を滞納し、この滞納金につき処分庁に対し月額1万円を納付する旨の分割納付を申し出た後、平成28年6月から8月まで分割して納付を行っていたものの、同年9月末日を期限とする分割金の納付を行わず、以後も分割金の支払を行わなかったことから、処分庁が審査請求人名義の銀行預金のうち39万0900円(本税35万2000円及び延滞金3万8900円の合計)につき滞納処分を行ったところ、審査請求人がかかる滞納処分が違法であり取り消すべきである旨主張して、本件審査請求を行った事案である。

2 前提事実(本件処分に至る経緯)

(1) 法令及び規則の定め

地方税法、条例及び規則は、次のとおり定めている。

地方税法1条2項

この法律中道府県に関する規定は都に、市町村に関する規定

は特別区に準用する。この場合においては、「道府県」、「道府県税」、「道府県民税」、「道府県たばこ税」、「道府県知事」又は「道府県職員」とあるのは、それぞれ「都」、「都税」、「都民税」、「都たばこ税」、「都知事」又は「都職員」と、「市町村」、「市町村税」、「市町村民税」、「市町村たばこ税」、「市町村長」又は「市町村職員」とあるのは、それぞれ「特別区」、「特別区税」、「特別区民税」、「特別区たばこ税」、「特別区長」又は「特別区職員」と読み替えるものとする。

地方税法 329 条 1 項

納税者（特別徴収の方法によって市町村民税を徴収される納税者を除く。以下本款において同様とする。）又は特別徴収義務者が納期限（第 321 条の 11 又は第 328 条の 9 の規定による更正又は決定があった場合においては、不足税額又は不足金額の納期限をいい、納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下市町村民税について同様とする。）までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後 20 日以内に、督促状を発しなければならない。但し、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

地方税法 331 条 1 項

市町村民税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

- (1) 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
- (2) 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

大田区特別区税条例 4 条

この条例実施のための手続その他その施行について必要な事項は、この条例で定めるもののほか規則で定める。

大田区特別区税条例施行規則 29 条

(納期限後に納付又は納入する区税に係る延滞金額の減免)

納税者又は特別徴収義務者が納期限までにその納付金を納付しなかったこと、又は納入金を納入しなかったことについて、次の各号の一に該当する理由がある場合においては、その区税に係る延滞金額を減免することができる。

- (1) 災害により、事情やむを得ないものがあると認めるとき。
- (2) 納税者又は特別徴収義務者が死亡し、又は法令により身体を拘束された場合において、納税することができない事情があると認めるとき。
- (3) 解散した法人及び破産手続開始の決定を受けた者であって、事情やむを得ないものがあると認めるとき。
- (4) 競売の開始があつたために交付要求をした場合において、その要求の日以後に係るものであるとき。
- (5) 前各号との均衡上、区長において減免の必要があると認めるとき。

(2) 本件滞納金

審査請求人は、平成28年2月末時点で、特別区民税・都民税合計38万2000円を滞納していた(以下「本件滞納金」という。)

(3) 分割納付の申入れ及び納付

処分庁は、平成28年3月頃、審査請求人に対し、本件滞納金に係る督促状を発送し、審査請求人はこれを受領した。

審査請求人は、平成28年6月13日、処分庁に架電し、処分庁の担当者に対し、本件滞納金につき月額1万円の分割納付による支払を申し入れた。処分庁の担当者は、審査請求人の申入れに応じ、審査請求人に対し、本件滞納金を分割して平成28年6月から同年11月まで1万円ずつ6回分の納付に対応する納付書を作成し、送付した(以下この分割納付金を「本件分割納付金」という。)

審査請求人は、平成28年6月から8月にかけて、各月1万円ずつ合計3万円、本件分割納付金を支払った。

その結果、平成28年8月末日における本件滞納金の残額は、35万2000円となった。

(4) 分割納付金の滞納及び本件処分

審査請求人は、平成28年9月末日以降、本件分割納付金を支払わなかった。

処分庁は、平成29年1月20日、審査請求人名義の銀行預金を差し押さえることを内容とする滞納処分（以下「本件処分」という。）を行った。

(5) 本件審査請求

審査請求人は、平成29年4月3日付けで、本件処分を不服として、本件処分の取消しを求めて審査請求を行った。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張の要旨は次のとおりである。

以下の理由により本件処分は違法であるので、その取消しを求める。

- ① 処分庁は、審査請求人が滞納していた特別区民税・都民税について、分割納付を認め、かつ、分割納付の各納付期限を徒過した場合にも督促状が送付される旨説明したにもかかわらず、かかる督促状の送付その他何らの連絡がないまま行われた本件処分は、告知（を受ける）権利、プライバシー権及び生活権を侵害し違法である。
- ② 審査請求人は、平成27年春に実母の介護のため、夫婦ともに退職をして無収入の状態でも〇〇県〇〇市に転居し、当時は精神的に多大なショックを受けていたのであり、このような事情は大田区特別区税条例施行規則（以下「規則」という。）29条1号ないし5号に該当し、延滞金の減免が認められるべきであって、延滞金をも含んで行われた本件処分は違法である。

2 処分庁の主張の要旨

本件処分は地方税法（以下「法」という。）331条に基づいて適法に行われており、また、審査請求人は規則29条1号ないし5号のいずれにも該当しないので、本件処分に違法な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 本件処分に先立つ督促状の要否について

処分庁の督促状送付履歴データの記録及び審査請求人の口頭意見陳述の結果によれば、平成28年3月ころに審査請求人の〇〇県の自宅宛てに督促状が送付されたこと、他方で平成28年9月から平成29年1月までの間に督促状の送付がなかったことが認められる。

法は、納税者が納期限までに市町村民税を完納しない場合に自治体職員による督促状の発送を義務付けるとともに、督促状の発送を滞納者の財産差押えの前提条件とする。

しかしながら、これはあくまでも法定納期限を徒過した場合をいうものであって、分割納付の場合にまで督促状を発送することを義務づけるものではない。

したがって、審査請求人が平成28年6月以降に分割納付を履行せず、それに対して処分庁が督促状を発送しなかったとしても、それをもって違法とはいえない。

また、審査請求人と処分庁との間で、分割納付の納期限を徒過した場合にも督促状を送付する旨の合意がなされた事実も認められない。

2 規則29条該当性について

規則29条1号は、自然災害により納期限まで納付金を納付できない場合を想定しており、本件には該当しない。

規則29条5号は、「前各号との均衡上、区長において減免の必要があると認めるとき」に減免可能である旨を規定し、同号該当性については、区長においてその判断の裁量が認められている。口頭意見陳述における処分庁の説明によれば、同号は、基本的には生活困窮に陥って納税することができない場合を想定しているとのことである。

本件では、平成29年1月20日の差押前の審査請求人の預金残高は236万5335円であって、本件処分に係る執行後の時点でも197万4435円の預金残高があったことに鑑みると、審査請求人が

本件処分当時に経済的に困窮していたとは認めがたく、規則 29 条 5 号に該当しない旨の処分庁の判断に違法性は認められない。

3 結論

以上のとおり、本件処分に違法性はなく、これが不当であるともいえないから、審査庁は本件請求を棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、平成 29 年 8 月 18 日付けで、審査庁である大田区長から行政不服審査法 43 条 1 項、同法 81 条 1 項、大田区行政不服審査法施行条例 1 条及び同 2 条の規定に基づく諮問を受け、同年 8 月 21 日、同年 10 月 20 日、同年 12 月 18 日及び平成 30 年 2 月 1 日の審査会において、調査審議した。

第6 答申の理由

1 本件審査請求の争点

本件審査請求の争点は、処分庁は本件分割納付金の各納付期限において督促状を送付する必要があるか、また、本件処分に先立ち審査請求人に対し督促行為を実施すべき特別な事情があったか（争点①）、及び審査請求人において規則 29 条 1 号ないし 5 号に該当する事情があったか（争点②）、である。

2 争点①について

法は、納税者が納期限までに市町村民税を完納しない場合においては、納期限後 20 日以内に督促状を発しなければならいと定めるとともに（法 329 条）、その督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに滞納者が完納をしない場合には、滞納者の財産を差し押さえなければならないと定めている（法 331 条 1 項）。

法 329 条及び法 331 条 1 項の定めにおける督促状は、法律の規定から明らかなどおり、法定納期限を徒過した場合に発せられる督促状のことであり、課税庁が特定の納税者に対して一種の納税猶予として分割納付を事実上承諾した場合に、その各納付期限について督促状の発送を義務付ける法令上の根拠はない。

本件において、処分庁は、既に法定納期限を徒過した場合に法

が規定する督促状の発送を行っており、この点に違法はない。また、本件分割納付金の各納付期限を徒過した場合に督促状を発送すべき法令上の根拠もないことから、処分庁が分割納付に係る各納付期限を徒過した場合に督促状を発送しなかったとしても、そのことが直ちに違法になるとはいえない。

他方、処分庁が、審査請求人との間で、本件分割納付金の各納付期限を徒過した場合に督促状を発送することを約束した事実は認められず、その他かかる場合に処分庁が審査請求人に対し何らかの督促行為を実施すべき事情も窺えない。

3 争点②について

まず、規則 29 条 1 号は、自然災害により納期限までに納付金を納付できない場合を想定しており、審査請求人の事情はこれに該当しない。

また、規則 29 条 5 号は、「前各号との均衡上、区長において減免の必要があると認めるとき」に減免可能である旨規定し、同号該当性については、区長にその判断の裁量を与えられている。

本件では、本件処分による差押債権の金額は、本件滞納金の残金である 35 万 2000 円及びこれに対する滞納金 3 万 8900 円の合計である 39 万 0900 円であったのに対し、本件処分後における審査請求人の預金残高が 197 万 4435 円であったことが認められる。かかる預金残高に鑑みれば、審査請求人が銀行預金を使用しようとしていた目的にかかわらず、審査請求人が本件処分当時に納付金の減免を必要とするほど経済的に困窮していたとの事情は認められない。

これに対し、審査請求人は、平成 27 年春に実母の介護のため、夫婦ともに退職をして無収入の状態で〇〇県〇〇市に転居し、当時は精神的に多大なショックを受けていたなどの事情が減免の必要に当たるなどと主張する。

しかし、仮にそのような事情が認められるとしても、本来期限内に支払うべき特別区民税・都民税である本件滞納金の分割納付を自ら申し出たにもかかわらず、自らの都合で本件分割納付を中止した上、処分庁に対し中止についての連絡を行わなかったとい

う事情の下では、規則による減免の必要性は認められない。

なお、本件分割納付については、法15条の2若しくは大田区特別区税条例が定める徴収猶予又は分割合意の手続を経たものではなく、審査請求人による単なる分割納付の申入れにすぎない。

その他処分庁において減免の必要があると認めるべき事情も窺われないので、本件が同号に該当しないとした処分庁の判断に裁量を逸脱又は濫用したなどの違法は認められない。

4 本件処分の適法性

以上のほか、本件処分を違法と認めるべき事情はないので、本件処分は適法である。

5 審理員による審理手続について

審理員による審理手続は、処分庁からの弁明書の提出、審査請求人からの反論書の提出、口頭意見陳述の実施、処分庁に対する質問及び書証提出依頼、並びに審査請求人からの意見書の提出など、行政不服審査法の規定に従い適正に実施されたものと認められ、手続において違法又は不当な点は認められない。

6 結論

よって、本件処分に違法又は不当な点は認められず、また不服審査申立手続に違法又は不当な点は認められないので、審査庁は、本件審査請求を棄却すべきである。

以上

大田区行政不服審査会

会長 委員 川 義 郎

委員 原 口 昌 之

委員 菅 沼 篤 志